

指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 大林道路株式会社
代表者及び住所 東京都千代田区神田猿樂町2-8-8
代表取締役 黒川 修治
2. 指名停止措置期間 : 令和7年2月14日から令和7年3月13日まで(1ヶ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 大林道路株式会社は、建設業法第15条第2号の規定に違反して、資格要件を満たさない者を営業所の専任技術者として配置していた。このことが、建設業法第28条第1項本文に該当すると認められるとして、令和6年12月20日、関東地方整備局から監督処分(指示)を受けた。
5. 指名停止措置理由 : 大林道路株式会社が建設業法の規定により監督処分(指示処分)を受けたことは、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第2第13号(建設業法違反行為)に該当するため。
従って、本件については、指名停止1ヶ月を適用する。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第2>

(建設業法違反行為)
13 当該地方整備局が所管する区域内において、建設業法(昭和24年法律第100号)の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき(次号に掲げる場合を除く。)

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL: 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 早川 健 (内線 2512)